



小・中学校における
インクルーシブ教育システム構築のための取組
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した
合理的配慮の実践 -

～ 一人一人の教育的ニーズに応じた
指導・支援の充実に向けて ～

インクルーシブ教育システムって、なあに？

障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みです。
そのために、一人一人の教育的ニーズに応じて、個人に必要な合理的配慮の提供が必要とされています。



合理的配慮って、なあに？



例えば、
・見えにくさのある児童生徒のために、教材を拡大コピーして使用する。
・聴覚過敏の児童生徒のために、机・椅子の脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する。
などの配慮が考えられます。
平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法によって、国公立の学校には合理的配慮の提供が義務付けられました。

ええっ！！法律で義務付けられているの！？
一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援をするには、どうしたらいいの？



本県におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する状況調査（平成 28 年実施）から、次のような課題が明らかになりました。

連携

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用の仕方が分からない…。校内外の連携を図るために、体制づくりはどうしたらいいの？

理解

インクルーシブ教育システムって、聞いたことはあるけど、具体的にはどのようなことなんだろう？なぜ、合理的配慮が必要なのかな…？

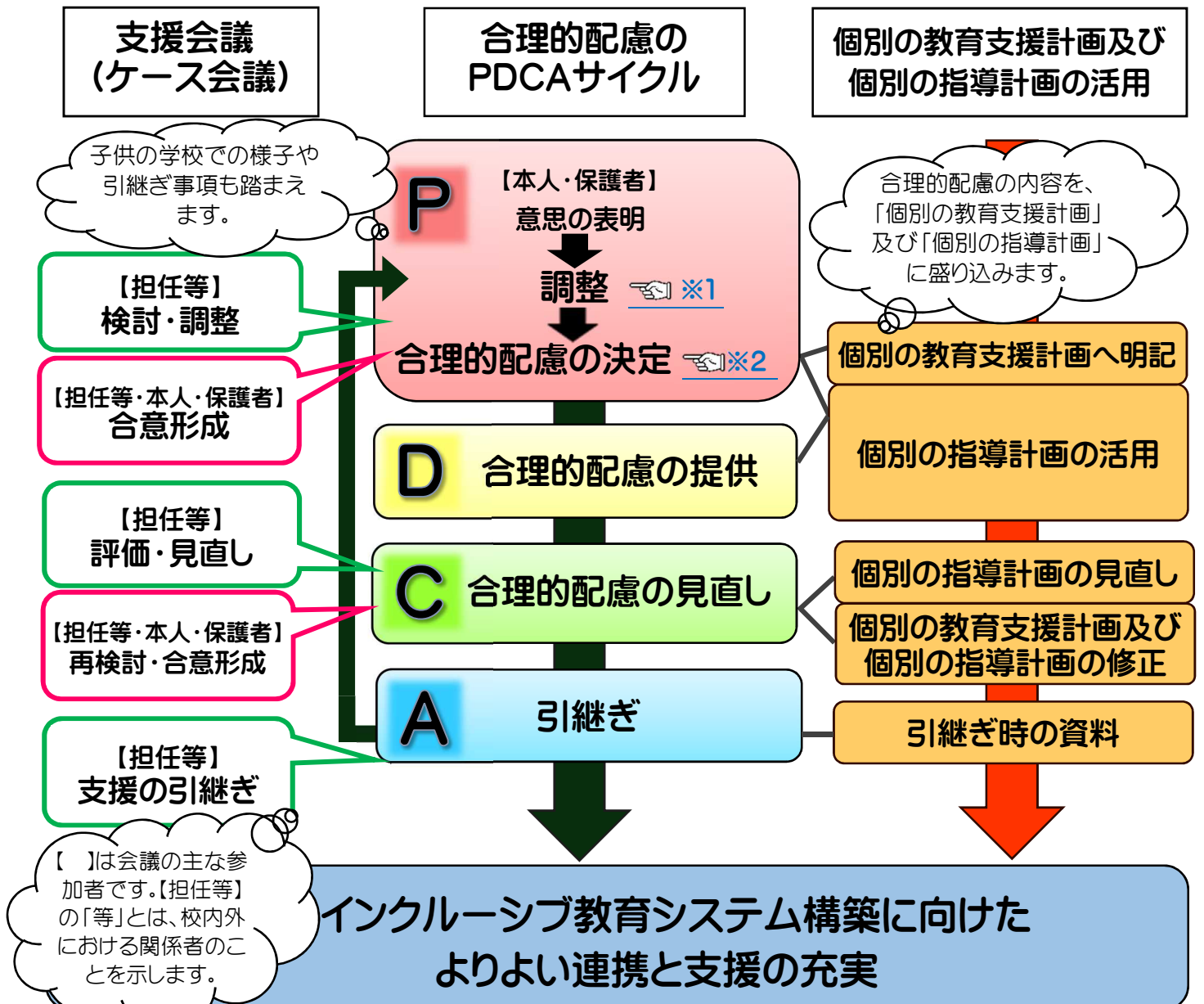


支援の実際

小・中学校で、具体的にどのような支援をすればいいの？合理的配慮の提供をするために、どのような手続きが必要なの…？

そこで、次のような取組を考え、実施しました！

1. PDCAサイクルの考えを取り入れた合理的配慮のプロセス

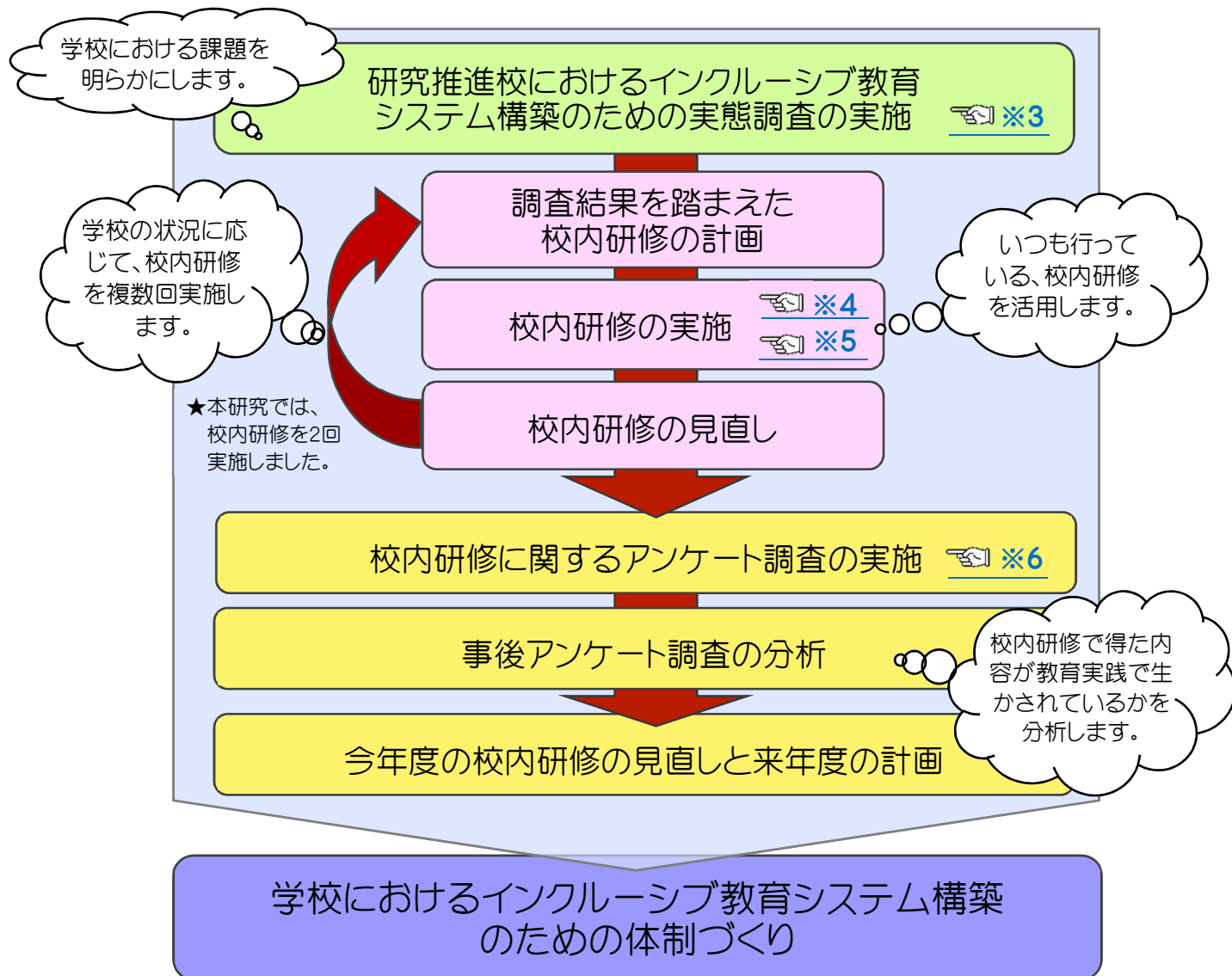


☞には、関連する補足資料があります。併せて御活用ください。

※1…補足資料:合理的配慮検討シート

※2…補足資料:合理的配慮シート

2. 学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための体制づくり



には、関連する補足資料があります。併せて御活用ください。

※3…補足資料:学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための実態調査

※4…補足資料:校内研修配付資料「インクルーシブ教育システム構築及び合理的配慮について」

※5…補足資料:校内研修配付資料解説

※6…補足資料:校内研修に関する事後アンケート

支援会議(ケース会議)は、必要に応じて医療、福祉、労働等の関係機関を交えて開催します。



教職員が主体的に研修に取り組むことができるよう、演習や協議を取り入れたり、グループ編成を工夫したりします。

実態調査の結果から明らかになった3つの課題(「理解」「連携」「支援の実際」)を踏まえて、PDCAサイクルの考えを基に合理的配慮を提供したり、校内研修を活用した学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための体制づくりを進めたりします。この2つの取組を関連させていくことで、学校におけるインクルーシブ教育システム構築の実現を図ることができると考えます。

3. 合理的配慮の具体例



【音への過敏さがある児童が、安心して学習に取り組むことができるように、イヤーマフを使用する】

有意義な休憩を確保し、がんばるときにがんばれる人へ！
みんなで考えた休み時間の過ごし方。
“したいこと”がたくさんできる休み時間にしよう！

すべきこと	① 授業の片づけ ② 授業確認→準備 ③ 黒板消し
してもよいこと	④ トイレ、水分補給、保健室
したいこと	⑤ 話す、読書、絵
すべきこと	⑥ 教室移動 (2分前には出発よ！)

【落ち着いて学校生活を送ることができるように、休み時間の過ごし方を表にして示す】



【校内研修の事例検討を通して、児童生徒の実態を把握したり、具体的な支援方法の共通理解を図ったりする】



【毎月1回、学習面や生活面で配慮を要する児童生徒に関する共通理解を図る会議を実施する】

詳しい内容については、ホームページをご覧ください

ホームページへは

佐賀県教育センター

検索

研究・調査

授業に役立つ実践研究

29年度の研究成果

■ お問い合わせ先 ■

佐賀県教育センター
生徒指導担当

TEL 0952-62-5211
MAIL cent_shidou@mail.saga-ed.jp